

氏 名 楊 亜麗

学 位 博士（日本語文化学）

学 位 記 番 号

学位授与年月日

審 査 研 究 科 外国語学研究科

論 文 題 目 『和漢三才図会』の出典研究—『本草綱目』『本朝食鑑』との比較を中心に—

論 文 審 査 委 員 (主査) 大東文化大学教授 藏中 し の ぶ

(副査) 大東文化大学教授 丁 鋒

(副査) 大東文化大学特任准教授 青木 淳子

(副査) 群馬県立女子大学教授 安保 博史

博士論文 審査報告

1. 本人の履歴、研究の経緯、および学術業績

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

2. 論文の要旨およびその特色

本論文は、正徳二年（1712）自序、同五年（1715）跋、寺島良安の撰になる江戸前期の百科辞典『和漢三才図会』105巻の引用書目（略称、撰者名等を含む）970種の悉皆調査に基づく。最多の引用文献である明・李時珍撰『本草綱目』、撰者・寺島良安の私案「▷按」をはじめとする独自の増補部分に、書名をあげずに引用される元禄十年（1697）刊人見必大撰『本朝食鑑』を軸とした日中比較の出典研究である。

本論文の構成は次のとおりである。

序章では、前提となる先行研究、本研究の出典論とオントロジという方法論、本論文の構成を述べる。

第一節 問題の所在と本研究の意義

- 一、寺島良安撰『和漢三才図会』／二、研究史—寺島良安と『和漢三才図会』に関する先行研究／
- 三、問題の所在と本研究の意義

第二節 本研究の方法と構成

- 一、研究方法／二、本論文の構成

第一章『和漢三才図会』の成立』の構成は次のとおりである。

第一節 『和漢三才図会』について

- 一、『和漢三才図会』の書誌／二、『三才図会』と『和漢三才図会』

第二節 『和漢三才図会』の引用書目

- 一、『和漢三才図会』引用書目一覧／二、『和漢三才図会』所引『本草綱目』

第三節 『和漢三才図会』と『本草綱目』

- 一、『本草綱目』の成立と日本への伝来／二、『和漢三才図会』の構成と『本草綱目』

第一節『和漢三才図会』について』では、書誌を踏まえて、先行する絵入り百科事典、明・万暦三五年（1607）^{おうき}王圻撰『三才図会』106巻14部門と『和漢三才図会』105巻105部類を比較し、両者の大分類「天」「地」「人」の概念と範疇、分類の階層、部立の配列、項目名、図の配置が異なることを論じた。第

二節「『和漢三才図会』の引用書目」では、970種の引用書目を悉皆調査して『和漢三才図会』引用書目一覽」を作成し、そのうち漢籍が4分の3を占め、本草書・医書の引用が多いことを指摘、最多の引用例『本草綱目』1513例に注目して、引用の形式を6種類に整理して示した。第三節『和漢三才図会』と『本草綱目』では、『本草綱目』の成立・伝来と日中の版行状況をおさえ、『和漢三才図会』巻別の『本草綱目』引用回数を整理して、『本草綱目』の引用が地理（巻62～80）を除く巻37～105に多いことを論じた。さらに、『和漢三才図会』が『本草綱目』の部立を踏襲する手法として、部立の合併・細分化、削除・増補、部立名の改称という方法を指摘して、両書の関係の全体像を示した。

第二章『和漢三才図会』「葷草」類の成立」は二節から成る。

第一節 「葷菜」類から「葷草」類へ

一、『本草綱目』「葷菜」類と『和漢三才図会』「葷草」類／二、『本草綱目』「葷菜」類と『和漢三才図会』における配列の変更／三、「葷草」類の配列における項目の増補

第二節 「葷草」類における「煙草」と「山葵」

一、「煙草」と『本朝食鑑』『大和本草』／二、「山葵」と『本朝食鑑』

第一節「葷菜」類から「葷草」類へ」では、『和漢三才図会』「葷草」類^{くんそう}38項目を検討した。第一に、「五辛菜」^{ごしんさい}「荅葱」^{かくそう}「草豉」^{そうし}の3項目を、分類概念が異なるために他の部類に移したり、日本に存在しないために削除し、第二に、「分葱」^{わけぎ}「薺」^{みずな}「野蜀葵」^{みつばぜり}「阿之太婆」^{あしたば}「伊乃牟止」^{ういきやう}「煙草」^{たばこ}「山葵」^{わさび}の7項目を増補して、『本草綱目』の配列を継承しながらも、形状の類似性に従って項目を入れ替えて配列を整え、新たに独自の分類を創出したことを論じた。第二節「葷草」類における「煙草」と「山葵」では、「葷草」類末尾に増補された2項目「煙草」「山葵」の本文が、元禄十年（1697）刊人見必大撰『本朝食鑑』12巻、宝永六年（1709）貝原益軒撰『大和本草』に依拠することを考証して、項目増補の述作の方法を解明した。

第三章『和漢三才図会』「水草」類の構成」は、四節から成る。

第一節 『和漢三才図会』「水草」類と『本草綱目』

一、『和漢三才図会』「水草」類の構成と『本草綱目』「水草」類・「苔草」類・「水菜」類／二、『和漢三才図会』「水草」類の三つの下位分類／三、『和漢三才図会』「水草」類の分類意識

第二節 『和漢三才図会』「水草」類「水草」と『本草綱目』「水草」類

一、『和漢三才図会』「水草」類「水草」の構成と『本草綱目』「水草」類／二、『和漢三才図会』「水草」類「水草」の配列意識

第三節 『和漢三才図会』「水草」類「藻類」と『本草綱目』「水草」類・「水菜」類

一、『和漢三才図会』「水草」類「藻類」の構成と『本草綱目』「水草」類・「水菜」類／二、『和漢三才図会』「水草」類「藻類」に内在する三つの群／三、『和漢三才図会』「水草」類「藻類」の配

列意識

第四節 『和漢三才図会』「水草」類「苔」類と『本草綱目』「苔草」類

一、『和漢三才図会』「水草」類「苔」類の構成と『本草綱目』「苔草」類／二、『和漢三才図会』「水草」類「苔類」の配列意識

第一節 『和漢三才図会』「水草」類と『本草綱目』では、『和漢三才図会』「水草」類が、『本草綱目』「水草」類・「苔草」類・「水菜」類の本文・配列を継承して三類を統合し、その下位分類として「水草」・「藻類」・「苔類」を立て、生態（淡水・海水・湿地）に従って配列することを論じた。第二節 『和漢三才図会』「水草」類「水草」と『本草綱目』「水草」類では、『和漢三才図会』「水草」類「水草」19項目のうち16項目の本文・配列が『本草綱目』を継承し、「水草」末尾に増補された『本草綱目』にない3項目のうち、「燕子花」には漢籍の引用があるが、「立金花」「水葵」には引用がなく、寺島良安の「▷按」文のみを付す。このことから、『和漢三才図会』の増補の目的は、日本特有の産物を項目として加えることにあることを論じた。第三節 『和漢三才図会』「水草」類「藻類」と『本草綱目』「水草」類・「水菜」類では、『和漢三才図会』「水草」類「藻類」20項目のうち6項目が『本草綱目』「水草」類、5項目が「水菜」類の本文・配列を継承し、増補9項目を「藻類」に統合することを指摘した。さらに、「藻類」には3群の下位分類「藻」「苔」「昆布、海帯」が内在しており、生態・名称・類似性・色を考慮して項目の配列を入れ替えていることを論じた。第四節 『和漢三才図会』「水草」類「苔」類と『本草綱目』「苔草」類では、『和漢三才図会』「苔」類17項目のうち16項目の本文・配列が『本草綱目』を継承し、増補1項目「海人草」は出典未詳であるが、『和漢三才図会』が日本産の「苔」を末尾に加えた可能性を指摘した。

第四章 『和漢三才図会』「魚」部に見る概念の細分化」は、四節から成る。

第一節 『和漢三才図会』「魚」部と『本草綱目』

一、『和漢三才図会』「魚」部の構成と『本草綱目』「魚」類・「無鱗魚」類／二、「魚」類から「有鱗魚」類へ

第二節 『和漢三才図会』「有鱗魚」類と『本草綱目』『本朝食鑑』

一、『和漢三才図会』「河湖有鱗魚」類・「江海有鱗魚」類の構成と『本草綱目』『本朝食鑑』／二、『和漢三才図会』「河湖有鱗魚」類の配列意識／三、『和漢三才図会』「江海有鱗魚」類の配列意識

第三節 『和漢三才図会』「無鱗魚」類と『本草綱目』『本朝食鑑』

一、『和漢三才図会』「河湖無鱗魚」類・「江海無鱗魚」類の構成と『本草綱目』『本朝食鑑』／二、『和漢三才図会』「河湖無鱗魚」類の配列意識／三、『和漢三才図会』「江海無鱗魚」類の配列意識

第四節 「無鱗」と「有鱗」

一、「無鱗」から「有鱗」へ／二、「有鱗」から「無鱗」へ

第一節『和漢三才図会』「魚」部と『本草綱目』では、『本草綱目』「鱗」部が「魚」類 31・「無鱗魚」類 30 に二分類するのに対して、『和漢三才図会』は魚を大量に増補し、「魚」部は「無鱗魚」類 30 をさらに「河湖無鱗魚」類 9・「江海無鱗魚」類 43 に分かち、「魚」類 31 は「河湖有鱗魚」類 26・「江海有鱗魚」類 48 に分けて細分化する。この分類が『本朝食鑑』を継承することを指摘し、『大和本草』が『本草綱目』所載の魚の種類の少なさと淡水魚・海水魚の区別がないことを批判したことをあげて、この時期、日本の産物を掲載しない漢籍『本草綱目』への不満から本朝意識の強い近世本草書が輩出したとして、『和漢三才図会』をそのなかに位置づけた。第二節『和漢三才図会』「有鱗魚」類と『本草綱目』『本朝食鑑』では、『和漢三才図会』「河湖有鱗魚」類 26 項目のうち 17 項目が『本草綱目』「魚」類を継承し、増補 9 項目は魚の形状によって項目を増補すること、また、『和漢三才図会』「江海有鱗魚」類 48 項目のうち、『本草綱目』「魚」類を継承する 10 項目を除く増補 38 項目が独自に形状による分類・配列をとることを指摘した。さらに、この『本草綱目』に依拠しない増補部分、特に寺島良安の私案を述べる「▷按」以下の文には、書名をあげずに『本朝食鑑』本文を引用踏襲していることを論証した。

第三節『和漢三才図会』「無鱗魚」類と『本草綱目』『本朝食鑑』では、『和漢三才図会』「河湖無鱗魚」類 9 項目のうち 7 項目が『本草綱目』「無鱗魚」類を継承し、増補 2 項目は魚の形状による配列をとり、『本草綱目』に依拠しない増補部分、特に「▷按」以下の文が書名をあげずに『本朝食鑑』を引用することを考証した。また、『和漢三才図会』「江海無鱗魚」類 43 項目のうち 24 項目が『本草綱目』「無鱗魚」類を継承し、増補 19 項目は種類と形状によって項目を分類・配列していることを論じた。

第四節「無鱗」と「有鱗」では、『本草綱目』「無鱗魚」類「魚虎」「人魚」「鰩」が『和漢三才図会』「有鱗魚」に、『本草綱目』「有鱗魚」類「まながつお鰯魚」「おしきうお魴魚」「いささ鱸魚」「すざかな鱒」が『和漢三才図会』「無鱗魚」に配されることを指摘し、『和漢三才図会』の「有鱗」「無鱗」の概念が『本草綱目』に従うことを論じた。

以上の考証により、『和漢三才図会』「葦草」類・「水草」類・「魚」部の部立の構成と項目の分類・配列の体系を解明し、『和漢三才図会』の独自性を、最多の引用文献『本草綱目』を踏襲しない増補部分に見だし、増補部分の典拠として書名を掲出せずに『本朝食鑑』本文を指摘し、その引用事例を分析して、『和漢三才図会』の増補部分の項目の述作方法、出典の引用手法を明らかにしたものである。

終章として「本研究の結論」「今後の課題」をまとめ、巻末に資料として、資料一現存する『和漢三才図会』版本書目集覧／資料二『和漢三才図会』「河湖有鱗魚」類と『本草綱目』「魚」類と『本朝食鑑』「河湖有鱗魚」／資料三『和漢三才図会』「江海有鱗魚」類と『本草綱目』「魚」類と『本朝食鑑』「江海有鱗魚」／資料四『和漢三才図会』「河湖無鱗魚」類と『本草綱目』「無鱗魚」類と『本朝食鑑』「河湖有鱗魚」／資料五『和漢三才図会』「江海無鱗魚」類と『本草綱目』「無鱗魚」類と『本朝食鑑』「江湖有鱗魚」／

資料六『和漢三才図会』引用書目索引を付す。

3. 論文の審査内容および評価

本論文は、『和漢三才図会』の引用書目 970 種の悉皆調査の成果であり、最多の引用文献『本草綱目』との緻密な本文比較に基づいて、『和漢三才図会』動植物部「葷草」類・「水草」類・「魚」部の部立の構成、項目の分類・配列の方法、増補部分に表出した出典引用・項目述作の具体的手法を明らかにした文献学の基礎研究として高く評価される。

第一に、書名を継承する明・王圻撰『三才図会』との比較研究によって、両者が異なることを論じた点は重要である。ただし、『三才図会』の影響は看過しえない。今後は、『三才図会』の引用をより詳細に調査検討することが期待される（第一章）。

第二に、970 種におよぶ『和漢三才図会』引用書目一覧は大変な労作であり、『和漢三才図会』引用書目索引は有用である。公刊を期待する（巻末・資料六）。

第三に、『本草綱目』引用の具体的手法を整理して示し（第一章）、『和漢三才図会』「葷草」類（第二章）・「水草」類（第三章）・「魚」部（第四章）について、出典との関係を一字一句まで細かく比較し、各項目を丁寧に考証した点は説得力に富む。ただし、テーマと論文全体のバランスから見て、第四章は、第四章・第五章に分け、特に結論部にはより詳細な説明を加えることが望ましい（第四章）。

第四に、『和漢三才図会』の「▷按～」文をはじめとする増補部分に注目した点は優れている。

第五に、その成果として、書名を掲出しない『本朝食鑑』の引用を見だし、『和漢三才図会』の具体的な項目述作・出典引用の手法を解明した点は高く評価される。さらに、先行する近世の本草書『大和本草』『本朝食鑑』を視野に入れ、日本の産物を収載しない中国の本草書『本草綱目』『食物本草』を補おうとする本朝意識の表出と位置づけた点は重要であり、今後の研究の可能性が期待される（第四章）。

申請者は、学位申請後、和漢比較文学会東部地区例会（2019 年 7 月 20 日、大東文化会館ホール）で研究発表を予定している。『和漢三才図会』には権威ある典籍を俗書から引用した形跡があり、本研究は大きな可能性を秘めている。今後は、『本草綱目』『本朝食鑑』のみならず、『三才図会』をはじめとする多様な引用書目を詳細に検討するとともに、資料の読みを深め、『和漢三才図会』の出典体系を軸として、これを支える学者間のネットワークと古辞書・幼学書享受の具体相を解明していくことを期待する。

4. 結論

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする学位論文審査委員会は、全員一致をもって、本論文は博士（日本語文化学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。

以 上